

会津若松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
6年度	110,816	56,152,425	3,479,241	8,652,876	15.4	15.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

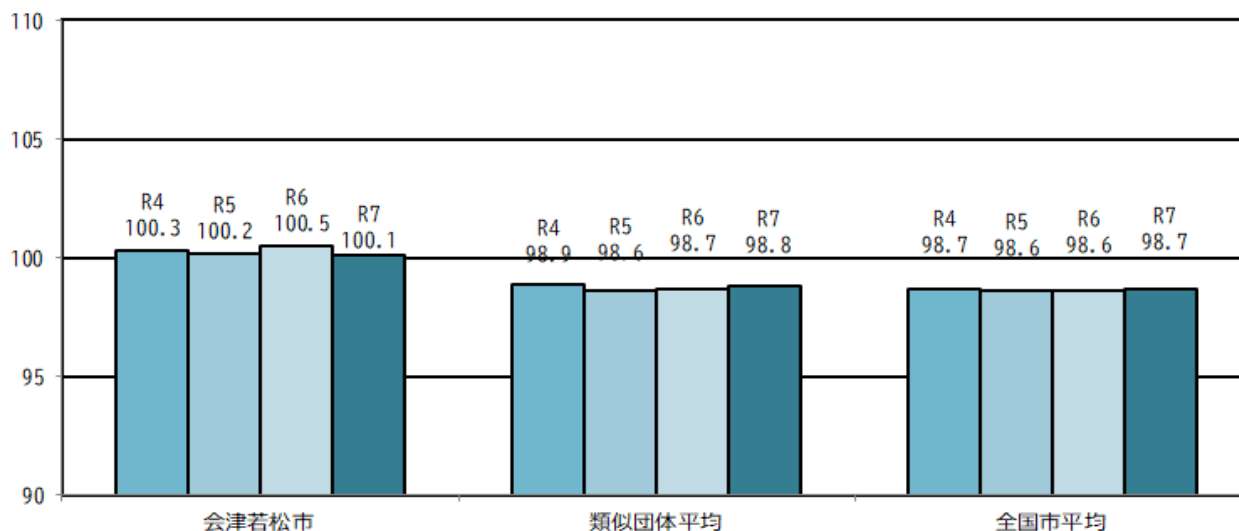
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6年度	912	3,547,453	722,177	1,422,176	5,691,806	6,241	6,570

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数については、6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれておりますが、会計年度任用職員の給与費は含まれておりません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いております。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

職員の給与については福島県職員の給与に準じており、今後も引き続き福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告を踏まえた福島県職員の給与改定に準じて、職員給与等の適正化を図っていきます。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）

- ・一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級（主査級）から7級（副部長級）まで、給料表の初号近辺の号給をカットし、初号の給料月額を引き上げ。
- ・8号給（部長級）は、初号の給料月額を引き上げるとともに、号給を大きくくり化（45号給から9号給へ）

②その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、見直しを実施。

（令和7年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
会津若松市	43.7歳	338,200円	423,100円	364,014円
福島県	42.7歳	335,600円	417,259円	366,537円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	42.1歳	326,243円	416,641円	377,880円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
会津若松市	56.3歳	29人	368,300円	469,976円	383,908円
うち清掃職員	55.2歳	14人	372,200円	408,650円	390,229円
うち学校給食員	58.0歳	1人	385,500円	408,300円	393,666円
うち用務員	53.0歳	3人	386,200円	428,167円	399,342円
うち自動車運転手	58.8歳	8人	359,100円	422,450円	371,300円
その他	57.8歳	3人	351,300円	399,400円	369,383円
福島県	53.3歳	125人	302,100円	339,471円	314,399円
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円
類似団体	53.0歳	29人	318,976円	375,820円	357,328円

区 分	民 間			参 考 (A) / (B)
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
会津若松市	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理業	48.0歳	320,600円	1.27
うち学校給食員	飲食物調理従事者	44.8歳	242,300円	1.68
うち用務員	他に分類されない運搬・ 清掃・包装等従事者	48.3歳	223,600円	1.91
うち自動車運転手	乗用自動車運転者（タク シー運転者を除く）	62.8歳	194,000円	2.17
その他	他に分類されない運搬・ 清掃・包装等従事者	48.3歳	223,600円	1.78
福島県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	（C） / （D）
会津若松市	—	—	—
うち清掃職員	6,616,300円	4,457,900円	1.48
うち学校給食員	6,455,800円	3,138,800円	2.05
うち用務員	7,098,200円	3,083,400円	2.30
うち自動車運転手	6,901,500円	2,567,800円	2.68
その他	6,461,500円	3,083,400円	2.09

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しております（令和4年～6年の3ヵ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値となっております。

(2) 職員の初任給の状況（7年4月1日現在）

区 分		会津若松市	福 島 県	国
一般行政職	大 学 卒	230,300円	230,300円	220,000円
	高 校 卒	191,300円	198,000円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	191,300円	196,900円	185,700円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	301,117円	— 円	396,640円	407,129円
	高 校 卒	— 円	— 円	371,200円	387,320円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	384,217円

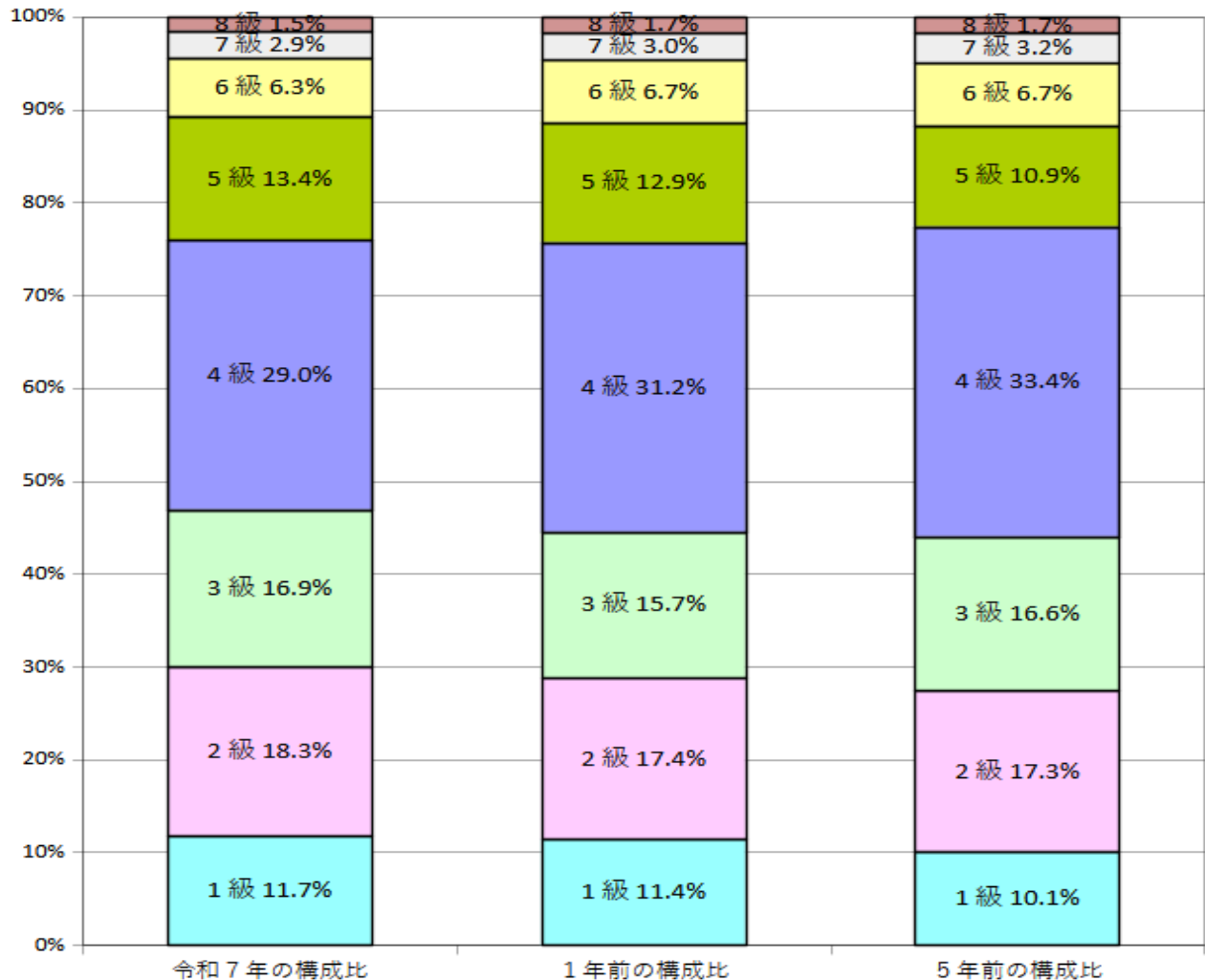
※ 一般行政職（大学卒）の経験年数20年、一般行政職（高校卒）の経験年数10年、20年、技能労務職の経験年数10年、20年、25年については対象者がおりません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

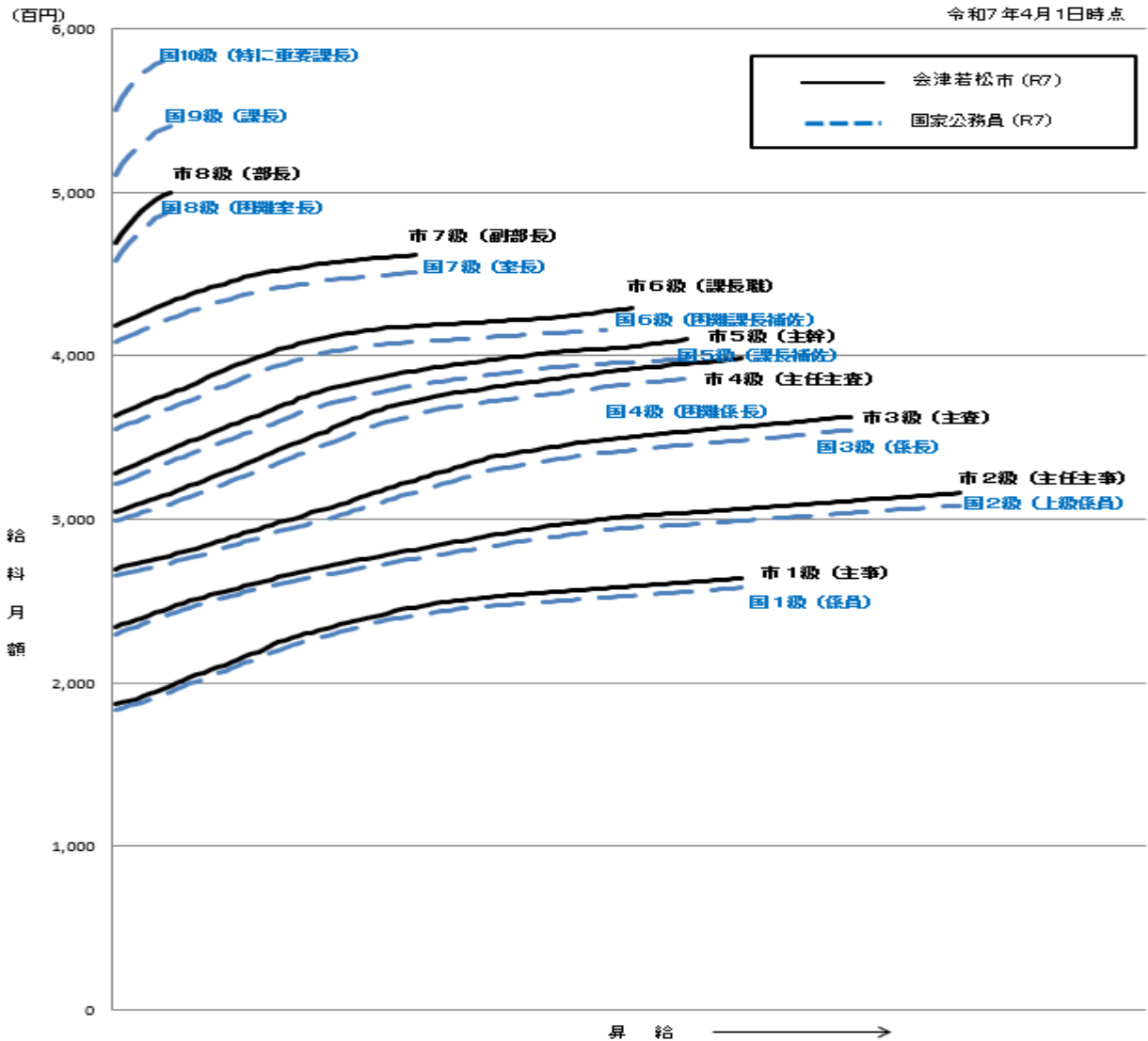
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師の職務	76人	11.7%	186,700円	263,900円
2級	主任主事、主任技師の職務	119人	18.3%	234,000円	315,900円
3級	主査、技査の職務	110人	16.9%	269,700円	362,800円
4級	副主幹、主任主査、主任技査の職務	188人	29.0%	304,300円	398,200円
5級	主幹、委員会等の事務局次長の職務	87人	13.4%	328,200円	409,900円
6級	課長、議会事務局次長の職務	41人	6.3%	363,300円	429,200円
7級	副部長、委員会等の事務局長の職務	19人	2.9%	418,100円	461,500円
8級	部長、会計管理者、議会事務局長の職務	10人	1.5%	469,400円	500,000円
		650人	100.0%		

- (注) 1 会津若松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（会津若松市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

会津若松市	福島県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,537千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,760千円	-
（6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）1 （ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

2 一般行政職の職員には各行政委員会の職員も含まれます。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（会津若松市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（7年4月1日現在）

会津若松市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）	
1人当たり平均支給額	5,317千円	20,805千円			

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		162,480円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		6,770円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		2.63%		
手当の種類（手当数）		6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （6年度決算）	左記職員に 対する支給単価
滞納処分業務 手当	右記業務に従事 した職員	市税等の差押に伴う交渉に従事した とき	1,980円	日額 300円
動物死体処理 作業手当	右記業務に従事 した職員	犬、猫等の損壊した死体処理作 業に従事したとき	155,100円	回収1体又は 焼却1回につ き 300円
社会福祉業務 手当	右記業務に従事 した職員	行旅死亡人又は変死体の処理作 業に従事したとき	-円	処理1体 1,000円
現場作業手当	右記業務に従事 した職員	異常な自然現象により重大な災 害が発生し、若しくは発生する おそれがある現場において行う 巡回監視又は当該現場で行う応 急作業若しくは応急作業のため の災害状況の調査に従事したと き	-円	日額 300円
		夜間又は暴風雪警報若しくは大 雪警報発令下における積雪道路 の除雪車による除雪作業又は排 雪等作業に従事したとき	-円	日額 300円
用地交渉業務 手当	右記業務に従事 した職員	庁外において公共の用の供する 土地の取得等や公共の事業の施 行により生ずる損失補償に係る 交渉を同一の者と反復継続して 行い、最初の交渉から起算して 10回を超えてもなお終了しない 一連の交渉業務のうち、心身に 著しい負担や困難性のある交渉 業務に従事したとき	-円	日額 300円
災害応急作業 等派遣手当	右記業務に従事 した職員	異常な自然現象により重大な災 害が発生し、または発生するお それがある市外の地方公共団体 の区域に派遣され、災害応急作 業等の業務に従事した職員（住 宅等の被害認定調査、避難所等 の運営支援、その他の災害応急 作業） ※ただし、当該区域を管轄する 地方公共団体から給与その他の 給付を受ける場合は支給しない	5,400円	日額 710円 大規模な災害 として市長が 別に定める災 害にかかる作 業に従事した 場合 日額 1,080円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	421,810千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	508千円
支給実績（5年度決算）	390,679千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	476千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(5) 寒冷地手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		55,740千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		69,327円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
4級地	世帯主（扶養あり）	19,800円
	世帯主（扶養なし）	11,400円
	その他	8,200円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		

(6) その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
	支給要件	支給単価				
扶養手当	①配偶者 ②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	○子一人につき 11,500円 ・特定期間加算 5,000円 ○配偶者（対象職員が部長相当職を除く） 3,000円 ○子及び配偶者以外 6,500円 ○子及び配偶者以外（対象職員が部長相当職の場合） 3,500円	同じ		78,504千円	239,340円
住居手当	自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受け、月額9,500円を超える家賃（使用料を含む）を支払っている場合	・月額20,500円以下の家賃 家賃月額-9,500円 ・月額20,500円を超える家賃（支給限度額28,000円） 11,000円+（家賃月額-20,500円）×1/2	異なる	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	50,888千円	324,124円

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
	支給要件	支給単価				
通勤手当	①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること ②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上あること	①支給限度額 150,000円 ②自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて3,100円から19,500円を支給	異なる	自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて2,000円から31,600円を支給	56,196千円	87,943円
単身赴任手当	「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転」または「新たに給料表の適用を受ける職員になったこと」に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給	基本額30,000円 距離に応じた加算区分8,000円～70,000円	同じ		－千円	－千円
管理職手当	管理職又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、管理職手当を支給	・部長相当職の職員 84,600円 ・副部長相当職の職員 66,400円 ・課長相当職の職員 54,000円 ・総務主幹の職の職員 45,700円	異なる	官職を一種から五種に区分し、それぞれの定額が定められている	58,881千円	726,919千円
休日勤務手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給料額の135/100の額	同じ		7,265千円	21,057円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給料額の25/100の額	同じ		－千円	－円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給	勤務1回につき4,200円	異なる	特別の宿日直手当を支給	－千円	－円
災害派遣手当	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め受けたときは、当該職員に対して手当を支給	・公共施設等を利用 1日 3,970円 ・その他の施設滞在する期間により1日につき5,140円～6,620円	同じ		－千円	－円

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
	支給要件	支給単価				
管理職員特別勤務手当	管理職手当が支給される職員及び特定任期付職員が、災害への対処その他臨時または緊急の必要等により、週休日または週休日以外の午後10時から翌日の午前5時までの間に実働1時間以上の勤務を行った場合に支給	<p>○週休日等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長級 10,000円 (15,000円) ・副部長級 8,000円 (12,000円) ・課長級 7,000円 (10,500円) ・総務主幹級 6,000円 (9,000円) <p>○週休日等以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長級 5,000円 ・副部長級 4,000円 ・課長級 3,500円 ・総務主幹級 3,000円 <p>※ただし、定年前再任用短時間勤務職員については、支給単価が異なる ※実働時間が6時間を超える場合はカッコ内の支給額</p>	同じ		一千円	円

5 特別職の報酬等の状況（7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等	
給 料	市 長	937,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,061,000円 / 686,000円	
	副 市 長	752,000円	891,000円 / 680,000円	
報 酬	議 長	514,000円	760,000円 / 450,000円	
	副 議 長	477,000円	670,000円 / 400,000円	
	議 員	447,000円	620,000円 / 377,000円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(6年度支給割合) 3.45月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(6年度支給割合) 3.45月分		
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式) 937千円×在職月数×46/100 752千円×在職月数×30/100	(1期の手当額) 20,688,960円 10,828,800円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考			
寒 冷 地 手 当	市 長 副 市 長	11月～3月の5ヶ月間支給 年額 99,000円 / 月額 19,800円 年額 57,000円 / 月額 11,400円		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

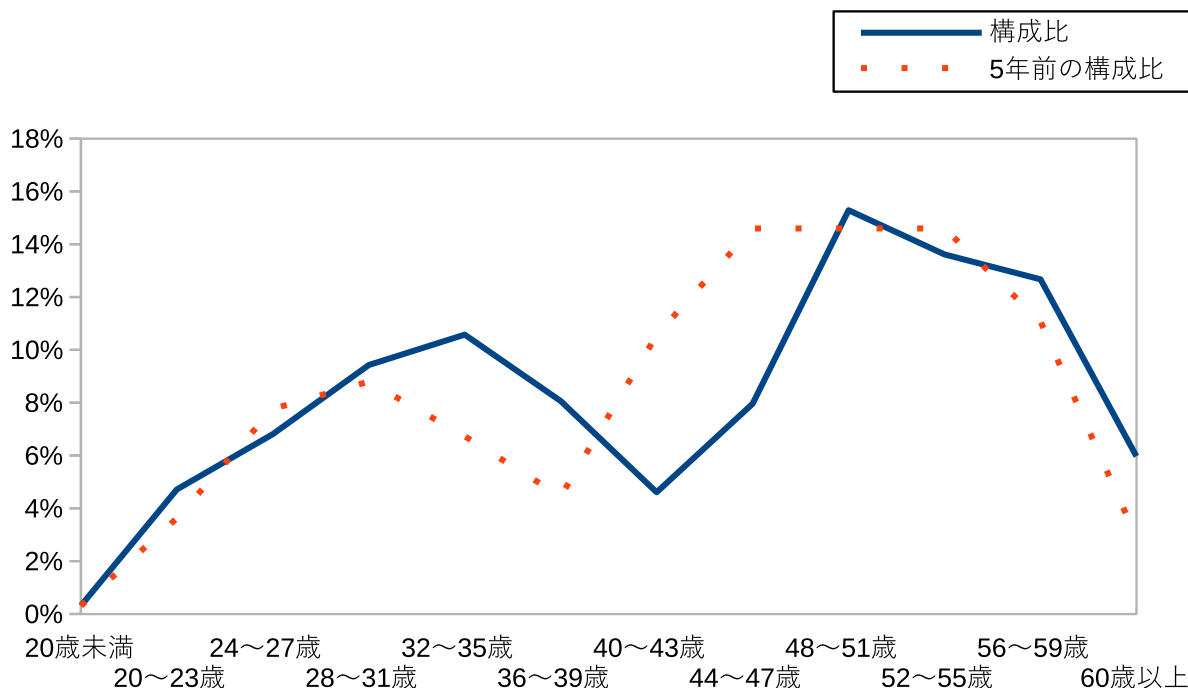
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	11	11	▲ 2	庁舎整備事業の終了による業務量の減など
		総 務	212	210		
		税 務	64	64		
		民 生	154	159		
		衛 生	68	60		
	労 働	3	3	▲ 8	育休任期付職員の配置など	
	農 水	51	52	1	育休任期付職員の解消、労務職退職による減など	
	商 工	37	37		農地中間管理事業による業務量の増	
	土 木	123	124	1	空家対策業務の移管による増など	
	計	723	720	▲ 3	<参考> 人口1万当たり職員数 64.96人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 48.95人)	
	教育部門	118	113	▲ 5	育休任期付職員の解消、労務職退職による減など	
	消防部門					
	小 計	841	833	▲ 8	<参考> 人口1万当たり職員数 75.15人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 63.32人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	36	36			
	下 水 道	28	28			
	そ の 他	58	58			
	小 計	122	122			
合 計		963 [1,170]	955 [1,170]	▲ 8 [-]	<参考> 人口1万当たり職員数 86.16人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数(平成27年度から法改正により教育長を除く)。

2 []内は、条例定数の合計(平成27年度から法改正により教育長を除く)。

(2) 年齢別職員構成の状況（7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	45人	65人	90人	101人	77人	44人	76人	146人	130人	121人	57人	955人

(注) 職員数は一般職に属する職員数（法改正により教育長を除く）。

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	726	733	737	731	723	720	-6(-0.8%)
教育	121	119	120	114	118	113	-8(-6.6%)
消防							
普通会計計	847	852	857	845	841	833	-14(-1.7%)
公営企業等会計計	119	121	120	121	122	122	3(2.5%)
総合計	966	973	977	966	963	955	-11(-1.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数となります。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 2,826,818	千円 240,836	千円 252,463	% 8.93	% 7.98

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 65,722千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)国ベ ース一人当 たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 36	千円 146,648	千円 22,464	千円 60,733	千円 229,845	千円 6,385	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
会津若松市	43.61歳	342,887円	405,246円
団体平均	45.80歳	345,838円	524,813円
事業者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		(参考) 普通会計	
1人当たり平均支給額（6年度） 1,265千円		1人当たり平均支給額（6年度） 1,537千円	
（6年度支給割合）		（6年度支給割合）	
期末手当 2.50月分 （1.40月分）	勤勉手当 2.10月分 （1.00月分）	期末手当 2.50月分 （1.40月分）	勤勉手当 2.10月分 （1.00月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当の状況（令和7年4月1日現在）

水道事業			（参考） 普通会計		
1人当たり平均支給額（6年度）			1人当たり平均支給額（6年度）		
自己都合		0千円	自己都合		5,317千円
勸奨・定年		23,165千円	勸奨・定年		20,805千円
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在） なし

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）		- 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		- %	
手当の種類（手当数）		4 種類	
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
停水処分手当	右記業務に従事した職員	停水処分に従事したとき	処分1件につき 300円
変形勤務手当	右記業務に従事した職員	急速系浄水作業に従事したとき	2直、3直の勤務につきそれぞれ1回800円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	電気工作物の保安、点検作業又は専ら水質検査作業に従事したとき	勤務1日につき 150円
	右記業務に従事した職員	専ら給水装置の開閉栓作業に従事したとき	勤務1日につき 100円
	右記業務に従事した職員	重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	勤務1日につき 300円
用地交渉手当	右記業務に従事した職員	庁外において事業の用に供する土地の取得等や事業の施行により生じる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から10回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務に従事したとき	勤務1日につき 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度水道事業会計）	9,808千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	297千円
支給実績（5年度水道事業会計）	10,553千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	320千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	支給要件及び支給単価	会津若松市職員との同異	会津若松市職員との制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	①配偶者 ②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	同	○子一人につき 11,500円 ・特定期間加算 5,000円 ○配偶者（対象職員が局長相当職を除く） 3,000円 ○子及び配偶者以外 6,500円 ○子及び配偶者以外（対象職員が局長相当職の場合） 3,500円	3,892千円	243,250円
住居手当	①自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受け、月額9,500円を超える家賃（使用料を含む）を支払っている場合	同	【借家】 ・月額20,500円以下の家賃・・・家賃月額-9,500円 ・月額20,500円を超える家賃（支給限度額28,000円）・・・11,000円 + （家賃月額 - 20,500円）×1/2	998千円	332,667円
通勤手当	①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2 km以上であること ②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2 km以上であること	同	①支給限度額 150,000円 ②自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて3,100円から19,500円を支給	2,874千円	89,813円
単身赴任手当	「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転」または「新たに給料表の適用を受ける職員になったこと」に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限（60km）を満たす職員に支給	同	基本額30,000円、距離に応じた加算額8,000円～70,000円	－ 千円	－ 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、管理職手当を支給	同	・局長相当職の職員 84,600円 ・副局長相当職の職員 66,400円 ・課長相当職の職員 54,000円 ・総務主幹の職の職員 45,700円	2,311千円	770,333円
休日勤務手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給	同	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の135/100の額	38千円	7,600円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	同	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の25/100の額	－ 千円	－ 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給	同	勤務1回につき 4,200円	－ 千円	－ 円
寒冷地手当	基準日（毎年11月から翌年3月までの各月の初日）において、支給対象地域に在勤する職員に支給	同	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	2,580千円	71,667円

手当名	支給要件及び支給単価	会津若松市職員との同異	会津若松市職員との制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給 年額
災害派遣 手当	災害応急対策若しくは災 害復旧又は国民の保護の ための措置の実施を求め たとき、職員の派遣を求 めたときは、当該職員に して手当を支給	同	公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間によ り1日につき 5,140円～6,620円	-千円	-円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当が支給される 職員及び特定任期付職 が、災害への対処その他 時または緊急の必要等に より、週休日または週休 以外の午後10時から翌 の午前5時までの間に 1時間以上の勤務を行 った場合に支給	同	○週休日等 ・部長級 10,000円 (15,000円) ・副部長級 8,000円 (12,000円) ・課長級 7,000円 (10,500円) ・総務主幹級 6,000円 (9,000円) ○週休日等以外 ・部長級 5,000円 ・副部長級 4,000円 ・課長級 3,500円 ・総務主幹級 3,000円 ※ただし、定年前再 任用短時間勤務職員 については、支給 単価が異なる ※実働時間が6時間 を超える場合はカッ コ内の支給額	-千円	-円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与比率
6年度	千円 3,153,969	千円 539,763	千円 183,514	% 5.82	% 5.29

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 60,598千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 国ベース 一人当たりの給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 28	千円 127,156	千円 23,079	千円 51,417	千円 201,652	千円 7,202	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
会津若松市	47.09歳	351,275円	415,323円
団 体 平 均	45.80歳	345,838円	524,813円
事 業 者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業		(参考) 普通会計	
1人当たり平均支給額（6年度） 1,187千円		1人当たり平均支給額（6年度） 1,537千円	
(6年度支給割合)		(6年度支給割合)	
期末手当 2.50月分 (1.40月分)	勤勉手当 2.10月分 (1.00月分)	期末手当 2.50月分 (1.40月分)	勤勉手当 2.10月分 (1.00月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当の状況（令和7年4月1日現在）

下水道事業			(参考) 普通会計		
1人当たり平均支給額（6年度）			1人当たり平均支給額（6年度）		
自己都合	0千円		自己都合	5,317千円	
勤奨・定年	0千円		勤奨・定年	20,805千円	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在） なし

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）		- 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		- %	
手当の種類（手当数）		4 種類	
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
停水処分手当	右記業務に従事した職員	停水処分に従事したとき	処分1件につき 300円
変形勤務手当	右記業務に従事した職員	急速系浄水作業に従事したとき	2直、3直の勤務につき それぞれ1回800円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	電気工作物の保安、点検作業又は専ら水質検査作業に従事したとき	勤務1日につき 150円
	右記業務に従事した職員	専ら給水装置の開閉栓作業に従事したとき	勤務1日につき 100円
	右記業務に従事した職員	重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	勤務1日につき 300円
用地交渉手当	右記業務に従事した職員	庁外において事業の用に供する土地の取得等や事業の施行により生じる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から10回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務に従事したとき	勤務1日につき 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（下水6年度道事業会計）	12,384千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	476千円
支給実績（5年度下水道事業会計）	12,028千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	463千円

- （注）
- 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	支給要件及び支給単価	会津若松市職員との同異	会津若松市職員との制度と異なる内容	支給実績 （6年度決算）	支給職員1人 当たり平均 支給年額
扶養手当	①配偶者 ②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	同	○子一人につき 11,500円 ・特定期間加算 5,000円 ○配偶者（対象職員が局長相当職を除く） 3,000円 ○子及び配偶者以外 6,500円 ○子及び配偶者以外（対象職員が局長相当職の場合） 3,500円	2,730千円	210,000円
住居手当	①自ら居住するため住宅（賃間を含む）を借り受け、月額9,500円を超える家賃（使用料を含む）を支払っている場合	同	【借家】 ・月額20,500円以下の家賃・・・家賃月額－9,500円 ・月額20,500円を超える家賃（支給限度額28,000円）・・・11,000円＋（家賃月額－20,500円）×1/2	2,255千円	322,143円
通勤手当	①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること ②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること	同	①支給限度額 150,000円 ②自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて3,100円から19,500円を支給	2,063千円	76,407円
単身赴任手当	「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転」または「新たに給料表の適用を受ける職員になったこと」に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限（60km）を満たす職員に支給	同	基本額30,000円、距離に応じた加算額8,000円～70,000円	－千円	－円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、管理職手当を支給	同	・局長相当職の職員 84,600円 ・副局長相当職の職員 66,400円 ・課長相当職の職員 54,000円 ・総務主幹の職の職員 45,700円	1,445千円	722,500円
休日勤務手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給	同	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の135/100の額	45千円	225,500円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	同	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の25/100の額	－千円	－円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給	同	勤務1回につき 4,200円	－千円	－円
寒冷地手当	基準日（毎年11月から翌年3月までの各月の初日）において、支給対象地域に在勤する職員に支給	同	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	1,964千円	70,538円
災害派遣手当	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求められたときは、当該職員に対して手当を支給	同	公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間により1日につき5,140円～6,620円	－千円	－円

手当名	支給要件及び支給単価	会津若松市職員との同異	会津若松市職員との制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給 年額
管理職員 特別勤務 手当	<p>管理職手当が支給される職員及び特定任期付職員が、災害への対処その他に、または緊急の必要等により、週休日または週休日以外の午後10時から翌日の午前5時までの間に1時間以上の勤務を行った場合に支給</p>	同		- 千円	- 円
<p>○週休日等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長級 10,000円 (15,000円) ・副部長級 8,000円 (12,000円) ・課長級 7,000円 (10,500円) ・総務主幹級 6,000円 (9,000円) <p>○週休日等以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長級 5,000円 ・副部長級 4,000円 ・課長級 3,500円 ・総務主幹級 3,000円 <p>※ただし、定年前再任用短時間勤務職員については、支給単価が異なるが6時間を超えない場合はカットの支給額</p>					